

山梨労発基0616第2号  
令和8年6月16日

山梨県経営者協会会長 殿

山梨労働局長  
(公印省略)

令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間  
における熱中症予防対策の取組の強化について

平素から、労働行政の推進に当たり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策につきましては、令和8年4月27日付け山梨労発基0427第1号「令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」により取組の実施をお願いしているところですが、今般、厚生労働省において別添1のとおり「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)」が取りまとめられたところであり、また、本年3月に厚生労働省において策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」について、別添2のとおり周知用パンフレットが、別添3のとおり周知用リーフレットがそれぞれ作成されたところです。

本キャンペーンにつきましては、別添4のとおり7月に重点取組期間を迎えることから、令和7年に施行された熱中症対策に係る改正労働安全衛生規則と併せて、熱中症予防対策の取組の強化について、上記資料についても御活用いただきながら引き続き傘下の事業場等にも周知いただくとともに、各事業場において熱中症予防のための取組が的確に行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 【参考】

- ・別添1～4について、厚生労働省ホームページ内の特設ページ「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(職場における熱中症予防対策)」に掲載されています。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)



- ・山梨労働局ホームページ内の特設ページ「熱中症予防のために」においても、当局版リーフレットの他、各種熱中症対策を掲載しています。

([https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/attention/necchushou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/attention/necchushou.html))

